

# J A S 構造材利用拡大事業のお知らせ

——非住宅建築物に J A S 構造材（機械等級区分等）を使用すれば施工業者に助成金！——  
—— J A S 構造材活用宣言を「建築施工業者、 J A S 製材関係者」は積極的に実践しよう。  
すでに県内関係者は 6 月末時点で 10 業者が宣言登録！——

## 1 序文

本年度の林野庁新規事業である J A S 構造材利用拡大事業について、5 月 30 日の総会でも紹介したところであるが、ここであらためてお知らせさせていただきます。この事業は、これまで木材利用が低位であった非住宅分野のを中心とする建築物において、品質や性能が明確で構造計算が可能な J A S 構造材を積極的に利用することで、流通量を拡大することを狙っています。

## 2 事業の枠組み（別図 1 参照）

この事業は、 J A S 構造材活用宣言事業と J A S 構造材個別実証支援事業の 2 つで構成されています。前者は、工務店等木材の実需者や発注者において J A S 構造材を積極的に活用する機運を高めるため、「 J A S 構造材活用拡大宣言」を行い、宣言した事業者を登録公表し、成果の見える化を図ります。もちろん、木材関係者は登録でき、施工業者と共同してもできます。

後者は、「 J A S 構造材活用拡大宣言」の登録事業者（施工業者）が、木造非住宅分野を中心に J A S 構造材を活用して、他の建材から木材への切り替えを促すなど地域の先例となりうる建築を実証的に行う場合、 J A S 構造材の調達費の一部を支援します。なお、宣言事業者は 5 件まで申請できます。ただし、予算枠に達し次第締め切られます。

### (1) 助成の J A S 構造材種類

機械等級区分構造材、 2 × 4 工法構造用製材、 C L T

### (2) 助成の対象 別図 1 の関係部分参照

(3) 助成額 別図 1 の関係部分が次のように補正されていますので、詳細は関係文書を

精読して下さるようお願いいたします。

＜機械等級区分構造材、 2 × 4 工法構造用製材＞

次の①、②、③を比較し、最も低い金額から千円未満を端数を切り捨てた金額で、 1 件の個別実証事業に対して 1,000 千円を上限額とする。

- ① 助成対象木材の調達費（材料費、プレカット加工費、運搬費）
- ② 居住分を除いた床面積に 1 m<sup>2</sup>あたり 2,000 円を乗じた額
- ③ 工事届けにある木造部から居住部分を除いた床面積に 1 m<sup>2</sup>あたり 2,000 円を乗じた額

＜ C L T ＞

上記の①、②、③に準じた方法（単価は 1 m<sup>3</sup>あたり 15 万円）で、最も低い金額から千円未満を端数を切り捨てた金額で、 1 件の個別実証事業に対して 1,000 千円を上限額とする。

## 3 事業の事務手続きの流れ

J A S 構造材活用宣言事業と J A S 構造材個別実証支援事業との連続した概略フローは、別図 2 のようです。なお、 J A S 構造材活用宣言事業において、岐阜県内の企業等では 6 月末時点で 10 企業等が登録公表されています（別表 1 参照）。なお、岐阜県木連も木造平行弦トラス「柱いらずハリーさん」の実需拡大のため登録しました。

## 4 同事業に対する県木連の今後の取り組み

この事業に対して、岐阜県製材業振興の起爆剤に活用すべく考えていますが、とりあえずあらゆる機会を捉えて説明をしながら普及啓発活動をしていきたいと考えています。岐阜県木連のホームページ、会員等への文書通知で連絡する予定です。（藤沢）

活用宣言

JAS構造材 活用宣言事業

工務店等木材の実需者や発注者におけるJAS構造材を積極的に活用する機運を高めるため、「JAS構造材活用拡大宣言」を募集し、宣言を行った事業者を登録・公表し、成果の見える化を図ります。

**JAS構造材活用拡大宣言(例)**

①実需者	②発注者
・設計者：JAS構造材活用設計宣言	JAS構造材を活用した店舗拡大宣言
・工務店：JAS構造材利用率アップ宣言	③木材加工業
・流通業者：JAS構造材常時取扱い宣言	・製材業者：JAS構造材増産宣言

個別実証支援

JAS構造材 個別実証支援事業

「JAS構造材活用拡大宣言」の登録事業者(建築業者)が、木造非住宅分野を中心にJAS構造材を活用して、他建材から木材への切替を促すなど地域の先例となりうる建築を実証的に行う場合、JAS構造材の調達費の一部を支援します。(予算枠に達し次第締め切ります。)

実証支援の概要

助成対象のJAS構造材	機械等級区分 構造用製材	2×4工法構造用製材 (枠組壁工法構造用製材) (枠組壁工法構造用たて継ぎ材)	CLT (直交集成板)
助成の対象	構造部(住宅部分を除く)の柱・梁桁(トラス含む)・土台に使用されたJAS構造材「機械等級区分構造用製材」の調達費  ※柱材での使用は必須(一部のみの使用でも可)	構造部(住宅部分を除く)に使用されたJAS構造材「2×4工法構造用製材」の調達費	住宅部分を除いた構造部(壁・床・屋根・横架材)に使用されたJAS構造材「CLT」の調達費
実証支援額	①物件申請時に予定していた助成対象木材を使用する床面積に2,000円/㎡を乗じた金額 ②助成対象木材を実際に使用した床面積に2,000円/㎡を乗じた金額 ③助成対象木材の調達費 (JAS構造材の材料費およびそれに係る加工費、運搬費)  上記①と②と③を比べて、低い金額を助成。(1,000,000円を上限とする。)		①物件申請時に予定していた助成対象木材の材積量に150,000円/㎡を乗じた金額 ②実際に使用した助成対象木材の材積量に150,000円/㎡を乗じた金額 ③助成対象木材の調達費 (JAS構造材の材料費およびそれに係る加工費、運搬費)  上記①と②と③を比べて、低い金額を助成。(15,000,000円を上限とする。)
実証の内容	助成金の交付申請時に、JAS構造材の施工性や課題点等の報告書(レポート)の作成・提出が必要です。		

事業の対象物件

- 建築主が国、都道府県、市町村に該当しないもの。
- 主要用途が居住専用に該当しないもの。
- 「公共建築物等における木材利用の促進に関する法律」第2条(2)で定める『国又は地方公共団体以外の者が整備する(1)に準ずる建築物(非住宅物件)』に該当しないもの。

※建築業者と連名で、宣言・登録を行った設計者・木材流通業者(製品市場、プレカット工場等)、製造者(製材工場等)が申請することも可能です。  
 ※実証支援の申請は、1事業者あたり5物件とします。また他の宣言事業者と連名で申請した場合は別事業者とします。  
 ※個別実証支援の助成金交付申請書は、使用したJAS構造材の建方が終了した後に提出できます。  
 ※助成金交付申請書の最終受付の締め切りは、平成30年12月21日までとします。

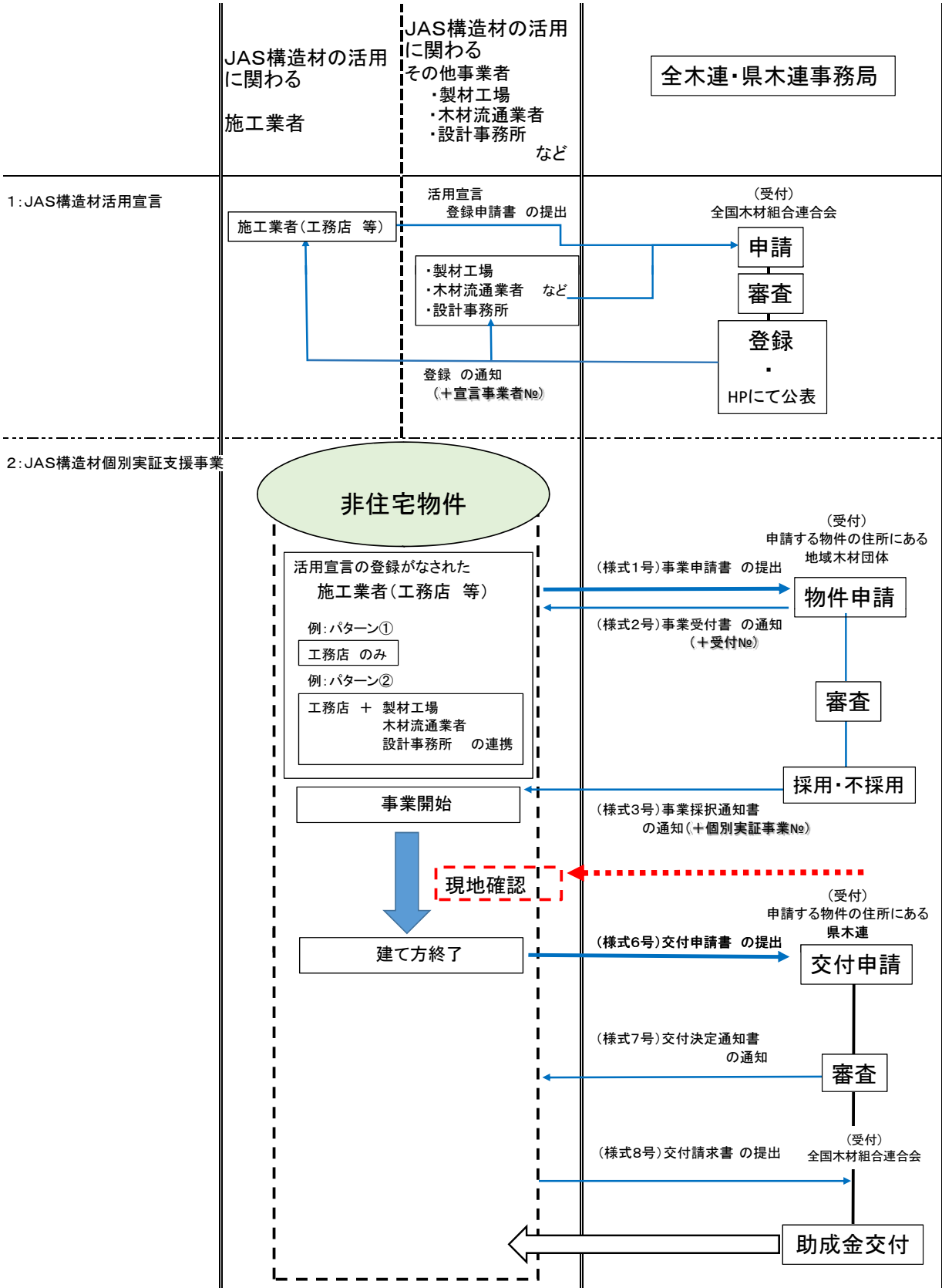
JAS構造材利用拡大事業

検索 <https://www.jas-kouzouzai.jp/>

ホームページで、「JAS構造材利用拡大事業」の概要・応募方法の解説・公募要領や申請様式のダウンロード・JAS構造材活用拡大宣言事業者の公表などを詳しく紹介しています。



JAS構造材利用拡大事業のフローチャート



## 平成30年6月時点の岐阜県内JAS構造化活用宣言登録申請者一覧

登録日	登録No.	事業者名	代表者名	〒	住 所	部署名/ 担当者名	TEL
5/18	1013	太平ハウジング株式会社	渡邊 圭修	509-0232	岐阜県可児市二野1979-1	可児 慎也	0574-62-1923
6/ 4	1033	倉地製材所 有限会社	代表取締役 倉地 貞之	509-2506	岐阜県下呂市萩原町羽根408	中島 浩司	0576-52-1876
5/30	1035	木講堂 株式会社	渡邊須美樹	509-0016	岐阜県美濃加茂市牧野2283-3	渡邊須美樹	0574-28-2160
6/ 5	1048	金子建築工業株式会社	金子 一弘	509-7203	岐阜県恵那市長島町正家1丁目5-5	堀 好宏	0573-26-5122
6/11	1065	株式会社 ヤマジョウ建設	長屋 邦良	501-2901	岐阜県関市板取1546-1	是枝 史也	058-231-5868
6/12	1072	トミダ美装株式会社	富田 宗利	502-0911	岐阜県岐阜市北島6-9-2	富田 宗利	058-232-8068
6/18	1089	後藤木材株式会社	後藤栄一郎	500-8447	岐阜県岐阜市大倉町12	営業本部	058-271-3000
6/18	1090	岐阜県木材協同組合連合会	会 長 丸山 輝城	500-8356	岐阜県岐阜市六条江東2丁目5-6	副 会 長 藤沢 茂	058-271-9941